

一方を証するときは一方はくらしについて（伊 藤）

一方を証するときは一方はくらしについて

伊 藤 秀 憲

この小論は「一方を証するときは一方はくらし」という語の表わす意味を、その用例を通して考察しようとするものである。

この語が『正法眼藏』中に見られるのは、現成公案の巻の只一箇所のみであり、そこでは次のように説かれている。

身心を挙して色を見取し、身心を挙して声を聴取するに、したしく会取すれども、かがみに影をやどすがごとくにあらず、水と月とのごとくにあらず、一方を証するときは一方はくらし。（大久保道舟編『古本校訂正法眼藏』七頁）

身心を挙して色を見取る或は声を聴取する、即ち自己（身心）と万法（色声）とが一体となる（会取す）と言つても、鏡と影、水と月とのように相對するものが一体となるのではない。自己と万法とが「一方を証するときは一方はくらし」の關係にあるということは、一方が明らかに証せられた時には、他の一方はその中に摂せられてしまうということを表わしている。我々は、分別の働きによつて他とは異なるものと

して自己を意識し、常に自と他、主観客觀對立のもとでしか万法を認識することができない。このように分別を通して客觀として捉えられたものは、万法そのものではない。自己と万法とを異なるものとして捉えるのは、分別の働きによるのであつて、自己も万法も存在している事実からするならば、何ら異なるものではなく同一である。だから、万法を客觀として捉えるのではなく、自己を万法の中に没して万法の側から万法を捉えるならば、万法をありのままに捉えたこと、諸法の実相を知つたということになる。自己も万法もその存在している事実からするならば不二同一であると言えるから、万法を証する（知る）ということが自己を知るということになる。仏道修行は自己の追求であるが、自己を万法中に没して万法を証することが、「自己を知る」ことになるのである。このように、現成公案の巻における「一方を証するときは一方はくらし」は、自己と万法との不二同一を表わしており、それは自己を知ることと万法を知ることが同じであることを

意味しているのである。

だが『正法眼蔵抄』(『御抄』)においては、自己と万法との関係のみではなく、一法と一法との関係を表わすものとして「一方を証するときは一方はくらし」の語が多く用いられている。その一例をあげるならば、次のようである。

是モ迷与悟ヲト云ハハ、猶相對ノ心地ナルヲ、一方ヲ証スレハ、一方ハカクルト云時コソ、仏性ノ獨立ニテハアレ、(仏性聞書『曹洞宗全書』註解一・三〇頁上、傍線筆者)

一法と一法との関係を示すものであるから、「一方を証するときは一方はくらし」は、「一法を証するときは一法はくらし」と言うこともできよう。現成公案の巻で説かれたように、自己と万法とが「一方を証するときは一方はくらし」の関係にあるならば、自己と万法とが不二同一であつて、万法が明らかに証せられるということが、自己が明らかに自覚せられるということ、即ち「自己とは何か」という仏道修行の中心課題の解明に直接結びつく。しかし、ここで説かれる一法と一法との関係においては、何ら自己については述べられていない。では自己を知ること即ち仏道とは全く無関係なことが説かれているのであろうか。一法と一法とが「一方を証するときは一方はくらし」と言われ得る理由を考えることによつて、その点を明らかにすることにしよう。

先の引用文に「迷与悟ヲト云ハハ、猶相對ノ心地ナルヲ」

一方を証するときは一方はくらしについて(伊藤)

とあることから、二法を取り上げて述べてはいるのであるが、自己と万法との場合と同様に、それは相対するものが一体となるというのではなく、異なつたものではないから同一であるという、不二同一なることを示している。いま論を進めるにあたり、二法をA Bと仮りに名付けることにすると、「Aを証するときはBはくらし」と言うことができる。これはAが明らかに証せられた時には、BはAに撰せられてしまひ、Aのみとなるということを表わしている。ではA B二法が何故不二同一であると言えるのか。Bという法はBであつてAではなく、Aとは区別されるからBと言われるのであるが、そのBがAに撰せられてしまふということ、BがAと同一であるということは、何を表わしているのであらうか。先に、自己と万法とを異なるものとして見るのは我々の分別の働きによるということを述べたが、この場合も、A B二法を異なるものとして見るのは、やはり分別の働きによるのである。我々がA B二法に対して、AはBとは異なるものであると捉えたとしても、それはAそのものを捉えたことにはならない。なぜならば、そのように捉えられたAは、分別を通して客観として捉えられたものであつて、Aそのものではないからである。自己と万法との間において、我々は分別の働きによつて自己(主観)とは相対するもの(客観)として万法を捉えるのであるが、両者の存在している事実からするなら

一方を証するときは一方はくらしについて（伊藤）

ば、主観というものもないし、また客観というものもありえない。自己も万法も何ら差別はなく全く同一である。同様のことが、一法（A）と一法（B）との間においても言える。自己と万法とが不二同一であるから、万法中の一法A或はBを取り上げれば、自己とAは不二同一であり、自己とBは不二同一であると言える。ならばAとBも不二同一であると言うことができよう。我々が分別によつて捉える以前の、AがAとして存在している事実と、BがBとして存在している事実、その存在している事実には何ら相違はないのである。分別以前の自己（本来の自己）、その自己の存在している事実も、それらA Bの存在している事実と異なるものではなく同一である。それ故、A B二法を取り上げて、「Aを証するときBはくらし」と言つても、それは単にAとBとの関係のみを示すのではなく、Aに相對するBは勿論のこと、自己もAに摂されてしまふAのみとなり、A以外のものはなにもないということである。これを『御抄』では、次のように述べている。

是ハ故犯ナラハ故犯、入皮袋ナラハ入皮袋、撞入ナラハ撞入ナルヘシトナリ、仍一方ヲ証スレハ一方ハクラシト云心ナリ、（仏性聞書（經家抄カ）『曹洞宗全書』註解一・一〇九頁下）

「AナラハA、BナラハB」という表現は、Aのみ或はBのみということを表わしているのであるが、それはAを知る

こと或はBを知ることであり、そのことが「自己を知る」ということになるのである。

このように、『御抄』においては、一法と一法との関係を示すものとして「一方を証するときは一方はくらし」が多く使われているが、それは単なる一法と一法との関係ではなく、「自己を知る」ということにつながるのである。

以上、「一方を証するときは一方はくらし」という語の表わす意味を、用例を通して見てきたが、現成公案の巻では自己と万法とが、『御抄』では多く一法と一法とが不二同一であることを示していた。前者が自己と万法との関係であるのに対し、後者は一法と一法との関係であつて、全く異なるように思われるが、一法を証することが自己を知ることにつながるものであるから、両者は必ずしも異なるものではないと言えるであらう。

（一九七六・七・二六）

（紙幅の関係上、十分に資料を掲載できなかった。詳細は拙稿「一方を証するときは一方はくらしの論理」『駒沢大学仏教学部論集』第七号）を参照いただきたい。）